

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 3 月 1 日 至 令和 8 年 2 月 2 8 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団医啓会

① ☐財団 ☒社団 (☐出資持分なし ☒出資持分あり)② ☐社会医療法人 ☐特別医療法人 ☐特定医療法人
☐出資額限度法人 ☒その他③ ☐基金制度採用 ☒基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 静岡県静岡市葵区東鷹匠町 4-10

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 16 年 3 月 24 日

(4) 設立登記年月日 平成 16 年 3 月 24 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	三竹 啓敏	
理 事	三竹 裕子	
監 事	安本 吉宏	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設 の 名 称	医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	みたけ内科循環器科 クリニック	2214210169	静岡県静岡市葵区 東鷹匠町 4-10	—

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

該当なし

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 4 月 2 0 日 令和 6 年度決算の決定

令和 8 年 2 月 1 5 日 令和 8 年度の事業計画及び予算の決定

様式2

法人名 医療法人社団医啓会
所在地 静岡市葵区東鷹匠町4-10

財産目録

(令和8年2月28日現在)

1. 資産額 79,625 千円
2. 負債額 1,734 千円
3. 純資産額 77,890 千円

(内訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	61,274
B 固定資産	18,350
C 資産合計	79,625
D 負債合計	1,734
E 純資産合計	77,890

土地 : 賃貸
建物 : 賃貸

様式3-4

法人名
所在地

医療法人社団医啓会
静岡県葵区東鷹匠町4-10

医療法人社団医啓会

貸借対照表

(令和8年2月28日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	61,274	I 流動負債	1,734
II 固定資産	18,350		
1 有形固定資産	8,135	負債合計	1,734
2 無形固定資産	353	純資産の部	
3 投資その他資産	9,861	科 目	金 額
		I 出資金	5,000
		II 積立金	72,890
		純資産合計	77,890
資産合計	79,625	負債・純資産合計	79,625

様式4-2

法人名 医療法人社団医啓会
所在地 静岡市葵区東鷹匠町4-10

医 業 損 益 計 算 書

医療法人社団医啓会

自 令和 7年3月 1日
至 令和 8年2月28日
(単位:千円)

I 事業損益

1. 事業収益	89,923
2. 事業費用	88,553
事業利益	1,369

II 事業外収益

経常利益	443
	1,813

税引前当期純利益	1,813
法人税等	71
当期純利益	1,742

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団医啓会
理事長 三竹 啓敏 殿

私は、医療法人社団医啓会の令和5年度年会計年度（令和7年3月1日から令和8年2月28日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和8年 4月20日

医療法人社団医啓会

監事

伊本吉宏

